

徳島県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人 ケアサポートお おぞら	徳島市川内町宮島浜一 三一五	ケアサポートおおぞ ら	徳島市川内町宮島浜一三 一五	訪問介護	平成三十一年 二月二十八日
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小 谷三二番	徳島県鳴門病院訪問 看護ステーション	鳴門市撫養町黒崎字小谷三 二番	訪問看護 介護予防訪問看護	同 三月三十一日